

## 芳賀台地土地改良区職員退職手当支給規程

第1条 この規程は、芳賀台地土地改良区職員に支給する退職手当に関する事項を定めるものとする。

第2条 この規程による退職手当は、職員が退職した場合にはその者（死亡による退職の場合はその遺族）に支給する。

2 在職中死亡した場合は、退職手当の他に理事会の承認を得て弔慰金を支給することができる。

第3条 退職した者に対する退職手当の額は、芳賀郡市貝町職員の退職手当支給率による。

第4条 勤続年数の計算は、就職の月より起算し、退職の月をもって終わる。ただし、その月の16日以後の採用発令は翌月から起算し、1年以上引続した在職期間による。

2 業務上の疾病による休職の場合に限り、その休職期間はこれを勤続年数に通算する。

第5条 職員が懲戒免職の処分及び禁錮以上の刑を受けた場合には、第3条に規定する退職手当の額を支給しない。

第6条 退職手当の支給を受けた者が再び就職した場合は、前の在職年は通算しない。

第7条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(届出をしていないが職員の死亡当時婚姻関係と同様の事情にあったと認められる者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者。

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた遺族。

(4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で、第2号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位より、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては同号に掲げる順位による。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

第8条 この規程により退職手当の支給を受けようとするときは、請求書を理事長に提出しなければならない。死亡による退職の場合には、遺族であることの証明書を添付しなければならない。

第9条 この改良区は、職員退職積立金として、毎年退職手当支給金相当額を積立て、特別会計として経理する。

第10条 前条の積立金は、この規程に定める支給以外の支払いに充てることはできない。

### 附 則

この規程は、平成13年 4月 1日より施行する。